

監査報告書

私たち監事は、社会福祉法第40条、社会福祉法人足立邦栄会定款第12条及び社会福祉法人足立邦栄会監事監査規程に基づき、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度の事業年度に関して、定期監査及び決算監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告します。

1. 監査の実施日

平成27年5月14日 13時から16時
平成27年5月19日 20時から21時
平成27年5月21日 17時から18時

2. 監査の方法の概要

1) 定期監査及び決算監査

監事は、理事会等の会議に出席するほか、理事等からその業務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、以下の事業所における業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び事業報告書につき検討しました。

1. 法人本部 2. 特別養護老人ホームさくら 3. 短期入所事業さくら 4. デイサービスセンターさくら（一般・認知症） 5. 障害者支援施設かえで（施設入所支援・生活介護） 6. 短期入所かえで 7. デイサービスセンターさくら（居宅介護支援） 8. 地域包括支援センター鹿浜 9. リブインさくら 10. 障害者支援施設みずき（施設入所支援・生活介護Ⅰ） 11. 短期入所みずき 12. 生活介護Ⅱみずき 13. 日中一次支援みずき 14. 委託 短期入所みずき 15. こまえ工房（ポンテ・こもれび・こだち・もえぎ） 16. パンダ 17. あいとぴあ日中一次支援室 18. 相談支援センターみずき 19. みずきケアセンター狛江

また、理事の競業取引、理事と法人間の利益相反取引、法人が行った無償の利益供与等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて理事等に対し報告を求め詳細に調査しました。

3. 監査の内容

- 1) 財務の状況（社会福祉法第40条第2号）
- 2) 法人の財務に関する事務の執行状況及び業務執行状況（社会福祉法第40条第1号）
- 3) 理事会・評議員会の運営状況及び手続き
- 4) 法人の事務の執行状況
- 5) 平成26年度事業報告原案及び決算報告書原案の調査及び検討

4. 監査の結果

- 1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書の記載と合致しているものと認めます。
- 2) 貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。

3) 欠席が続いていた理事1名が平成27年1月に交代し、改善を認めます。また、評議員の定員は、平成26年1月に定員13名に充足、平成27年1月に定員1名増の14名、平成27年3月に定員13名となり定款に従った定員となっていることを認めます。さらに、平成26年度第1回評議員会より欠席が続いている評議員が1名いるため、日程調整等を含め改善が必要である。

理事の業務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

4) 法人の事務について、法令及び定款に従い執行されているものと認めます。但し、平成27年1月理事会において承認された定款変更事務手続きが未実施のため、速やかに所轄庁へ手続きを執行すること。

5) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。また、利用者支援について、ケアプラン及び個別支援計画に沿った支援がされていると認めます。

決算報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。しかし、当期資金収支差額がマイナスとなっている事業所があるため、収支バランスの検討が必要である。

6) 東京都実地検査の指摘事項は改善されていますが、継続して法令及び定款に従った運営をしていく必要がある。

平成27年5月13日

社会福祉法人足立邦栄会
理事長 新井とし殿

監事

田村 幸太郎



監事

甲島 伸一

